

令和 8 年度 九州大学大学院人文科学府
「日本人学生が執筆した外国語論文への外国人留学生による校閲に係る謝金」
受給者募集について

令和 8 年 9 月

人文科学府に所属する大学院生を対象として、標記謝金の受給者を募集します。

この謝金は、外国人留学生と日本人学生との交流を促し教育のグローバル化を図ることを目的として、人文科学府に所属する外国人留学生が、日本人学生が外国語で執筆した学位論文等を校閲、校正した場合に支給するものです。

つきましては、下記の要領に従って申請してください。

記

1. 受給資格

人文科学府に正課生として在籍する外国人留学生で、日本人学生が外国語で執筆した学位論文等を校閲、校正した者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- (1) 休学中又は留学などにより校閲、校正を完成させることができなかった者
- (2) 日本学術振興会特別研究員である者（謝金の受給時に同研究員となることが見込まれる者を含む）

2. 対象論文等

人文科学府に所属する日本人学生が外国語で執筆した、以下の論文等を対象とする。

なお、対象となる論文等は、日本人学生 1 名につき 1 件とする。

- (1) 学位論文（卒業論文、修士論文、博士論文）
- (2) 学内外の学術誌に投稿された学術論文（採用・不採用は問わない）

3. 謝金額

次の各号に掲げる額を上限とし、本学の謝金支給基準に基づき算定された額とする。

- (1) 博士論文 1 件につき 5 万円を上限とする。
- (2) 修士論文 1 件につき 3 万円を上限とする。
- (3) (1) (2) 以外の論文 1 件につき 2 万円を上限とする。

※ 謝金は、税法上、雑所得扱いとなる。

4. 申請手続き

謝金の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、令和 9 年 2 月 12 日（金）までに、学務課（人文担当）宛にメールに添付して提出しなければならない。

- (1) 「日本人学生が執筆した外国語論文への外国人留学生による校閲に係る謝金支給」業務申請・完了確認報告書（様式 1）

- (2) 「給与等の口座振込同意書」※既に口座登録済みの場合は提出不要
- (3) 学位論文等を本学又は学術誌の発行機関に提出し、受理されたことが確認できる書類
(※)
- ※1 九州大学に提出された学位論文については、確認書類の提出は不要
- ※2 ※1 以外の論文の場合は、論文受理を示す通知書又は論文を受領した旨の記載
のある電子メール全文等（自動受信機能による返信メールは除く）

【書類提出先】 人文社会科学系事務部学務課人文担当

E-mail : jbkkyomu11t@jimu.kyushu-u.ac.jp